

業 務 等 回 答 書

提出日：令和7年3月7日

発 注 機 関 名	人事課	公 告 日	令和7年2月12日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和7年度長野県業務改革（BPR）推進事業業務 長野県総務部人事課ほか		
質 問 内 容	1. 「業務改革手順書」ですが、こちらは委託者が作成されるものを、受託者が事業の支援状況等を踏まえて随時改訂をしていくという理解でまちがいないでしょうか。 2. 【業務への従事体制】に、「責任者を配置し、進捗、業務品質等、全体管理を行うこと」といただいておりますが、責任者は常駐者でなくてはいけないでしょうか。		

回答日：令和7年3月10日

回 答	1. お見込みのとおりです。 2. 統括責任者について ・仕様書（案）上では、委託業務全体を統括する責任者を配置していただくこと、また、当該責任者は当課との連絡窓口として円滑な連絡調整に努めていただくことを要件とさせていただきます。 ・したがって、当課との連絡窓口として円滑な連絡調整が可能な体制を確保いただければ、当該責任者に必ずしも常駐していただく必要はないと考えます。
-----	--